

国家をまたがる高齢者を狙う犯罪の諸問題について

信州大学経法学部教授
丸橋昌太郎

一、はじめに：問題意識

特殊詐欺の構造と問題点、国家間を跨る犯罪の共助とその問題点

二、特殊詐欺に関連する刑訴上と法解釈上の問題

1. 特殊詐欺の構造による問題

- ①警察官が介入できるタイミングの問題
- ②奪取方法によって適用罪名の問題
- ③判例形成の問題点

2. 占有奪取罪：詐欺と窃盗の区別

- ①「意思に反する」と「意思に基づく」は重ならない別の概念として捉える場合
→訴訟法：「基づく」「反する」ともに積極的に立証しなければ無罪
- ②全体を「意思に反する」占有移転として捉える場合
（「反する」の中に「基づく」がある。「基づく」も意思に「反している」）
→訴訟法：「基づく」が立証できなければ「反する」
（「基づく」ものでも「反する」で起訴可能）

3. 解釈論と判例形成の関係

三、国家間をまたがる詐欺の捜査共助

1. 考えられる可能性の類型

犯罪者の国籍、犯罪実行地、被害者の国籍、犯罪被害地、
双方（ex.日本と台湾）の法律規定 などの要素によって6種類に分類しうる。

2. 司法共助の実務

- ①条約ルート：司法共助条約、犯罪人引渡条約
- ②外交ルート：相互主義を基調としつつ、あとは文字通り外交問題
→外交ルートの取りうる方法 A~Dの4つの類型
- ③近時の事件から見る可能性
ルフィー事件、ガーシー事件、カルロスゴーン事件

四、おわりに